

丹羽消防署

119番

～ 設置していますか？ 住宅用火災警報器 ～

平成 23 年 6 月より全国で住宅用火災警報器の設置が義務化となりました。愛知県では、平成 20 年 6 月に住宅用火災警報器の設置が義務化となり、広く認知されるようになりました。みなさんのお宅には設置していますか？

◆住宅用火災警報器の必要性

昨年、愛知県では住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）は、46 人であり、そのうち 5 割以上が 65 歳以上の高齢者となっています。

もし、設置していれば、尊い命を失わずに済んだかもしれません。

◆住宅用火災警報器の交換はいつ交換するの？

「交換期限」の表示が住宅用火災警報器の表面に記載されている場合は、表示された期限までに交換してください。

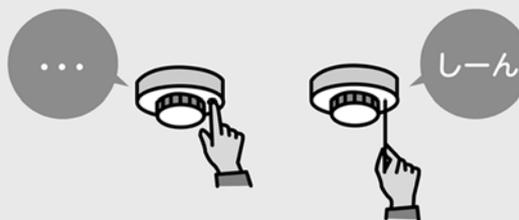
「交換期限」の表示がない住宅用火災警報器は、故障警報が出たときに交換してください。また、電池切れ警報が出て、設置から 10 年以上経過している場合は、内部の電子機器の劣化が進んでいるおそれがあるため、住宅用火災警報器本体の交換をオススメします。故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するかメーカーにお問い合わせください。

◆定期的な作動の確認

定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



●それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

◆最後に

逃げ遅れによる死者を 1 人でも減らそうと始まった制度ですが、住宅用火災警報器を設置したことで火災を未然に防いだ事例も数多く報告されています。

尊い命を守るためにも、まだ設置をしていないお宅は必ず設置して下さい。

詳しくは、丹羽消防署ホームページをご覧ください。(<http://www.niwakouiki.jp/>)

～平成 28 年救急統計～

昨年、丹羽消防署では 2,185 件(前年比 119 件増)の救急車の出場がありました。出場したおもな種別については、急病が 1,463 件、これは全体の約 67% をしめており、続いて一般負傷が 290 件となっています。

救急車は、緊急に処置を必要とする方を病院へ運ぶためのものです。必要な人が必要な時に使うことができるよう、適正利用にご協力をお願いします。

▼問い合わせ 丹羽消防署 救急担当 ☎ (95) 5151